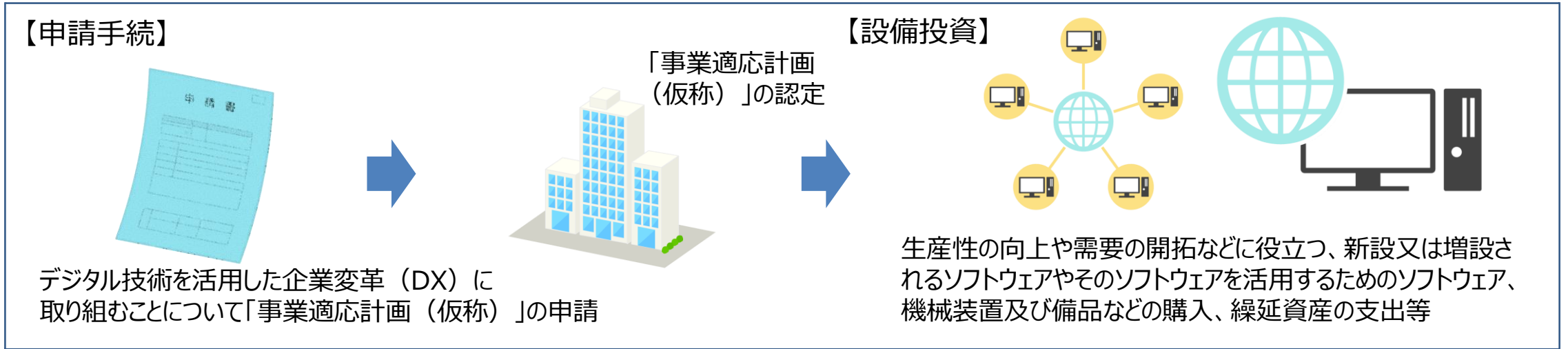


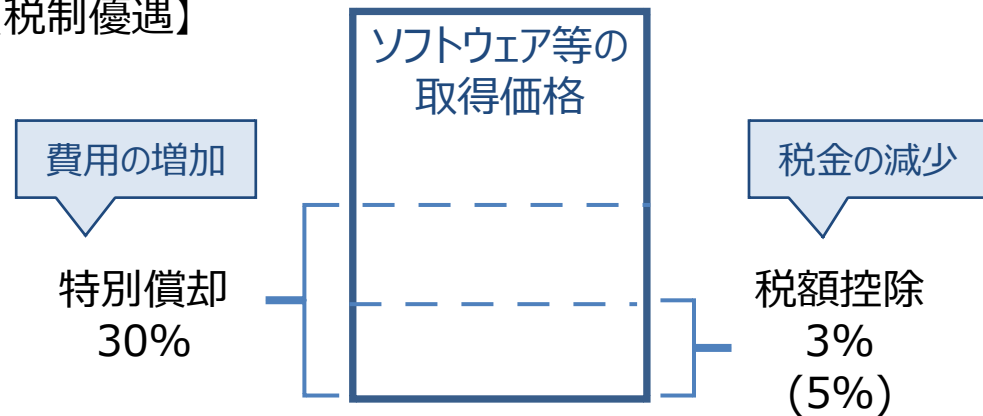
DXへの設備投資で減税となる制度の創設 (デジタルトランスフォーメーション投資促進税制)

【目的】デジタル技術を活用した企業変革（DX）を促進するため

【対象】大企業、中小企業 【期限】改正産業競争力強化法の施行日から令和5年3月31日までに設備投資



【税制優遇】



【留意点など】

- ◆ 対象となる設備投資総額の上限は300億円
- ◆ 繰延資産は必要なソフトウェアの利用に係る費用
- ◆ 機械装置及び器具備品にあつては、ソフトウェア又は繰延資産と連携して使用するものに限り、研究開発用資産を除く。
- ◆ グループ（会社法上の親子関係会社）外の事業者とデータ連携する場合には税額控除は5%が適用される。
- ◆ 税額控除の控除上限は、カーボンニュートラルに向けた投資促進税制と合わせて当期の法人税額の20%

デジタルトランスフォーメーション投資促進税制（DXの参考例）

- 海外では、DXを通じて従来型のビジネスモデルを転換し、生産性向上を実現する事例が出現。
- ポルシェ社（独・製造）は、シーメンス社が開発した製造現場でのデータ収集・分析を通じて柔軟に生産ラインを調整できるシステム活用し、製造オペレーション変革を行うなど、製造現場のDXを実現。
- ウォルマート社（米・小売）は近年、EC事業を拡大し、Amazon等に対抗。また、ECと実店舗を融合させた新たな取組（レジなし店舗の実現や店舗の物流拠点化など）により、コロナ禍においても収益を向上。

ポルシェ社（独・製造）

「デジタルツイン」の仮想空間シミュレーション



AGV（無人搬送車）を活用した
生産ライン柔軟化

ウォルマート社（米・小売）

オムニチャネル化: 店舗=物流拠点に

レジなし店舗システム



【出典】経済産業省「税制改正要望」